

# 第 18 回総会議事録

(令和 3 年 12 月 24 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第18回総会 議事録	
日 時	令和3年12月24日（金）14時00分～15時20分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した11月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>24番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>24番 許可相当</p> <p>25番 許可相当</p> <p>26番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>16番 許可相当</p> <p>17番 許可相当</p> <p>18番 許可相当</p> <p>19番 許可相当</p> <p>20番 許可相当</p>

	<p>21番 許可相当</p> <p>22番 許可相当</p> <p>23番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>36番 証明交付</p> <p>37番 証明交付</p> <p>38番 証明交付</p> <p>39番 証明交付</p> <p>40番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>18番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>33番 利用確認</p> <p>34番 利用確認</p> <p>第7号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第18回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号14番 関戸 裕一委員、17番 小川名 重典委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>24番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は農業拡大をしたく、また、譲渡人は経営縮小を希望していたため、今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人の耕作農地は全て良好に耕作されています。譲受人を中心に世帯で耕作に当たっています。現在の所有農地と申請地は隣接していますので通作距離も問題ありません。譲受人の耕作農地は申請地を含め、この手続きで49aになり、旭区の下限面積30aを超えています。</p> <p>当該地を取得した場合には、果樹を栽培する予定で、世帯4人で耕作するほか、親戚の方も1名手伝ってくれる予定です。</p> <p>譲受人は隣接の農地も所有しており、昔からこの地域で耕作を行っている方なので地域における周辺の調和条件についても問題ないと考えます。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。</p>

議長	24 番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。
阿部委員	現地を確認しました。何ら問題はありません。
議長	24 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、24 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、24 番は許可と決定します。 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。24 番について、事務局から説明してください。
事務局	申請地は申請者の自宅奥にある農地です。 申請者は自宅敷地内に 3 台の車を停めています。孫などが遊びに来る際に車と接触しそうな場面が度々あり、自宅と駐車場を分離したいと考えていました。隣接する 2 軒の家の所有者は申請者の身内で、通院のための送迎車や宅配サービスの車両の出入りも頻繁で、共用通路での車の導線が混乱することも多く、申請者と同じ考えでした。 このため、申請者及び隣接する 2 軒の自家用車 合計 6 台を集約し駐車場として転用するものです。 なお、申請者の所有農地はここしかありません。 立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から 500m 以内にあり、10ha 以上の集団農地に属しません。 被害防除対策については、周囲はコンクリートブロック 2～3 段を設置します。敷地内は転圧・砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。隣接農地所有者には了解を得ています。 元々申請地は、一部、住宅敷地及び通路として使用されている部分を含んでいたため、その部分を分筆し、第 4 号議案 38 番にて関連非農地案件として申請していません。 他法令は問題ありません。 以上、第 4 号議案 38 番の承認を条件とし、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	24 番について、地区担当の河原委員の意見はいかがですか。
河原委員	12 月 15 日に現地を確認しました。何ら問題はありません。
議長	24 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

	<p>します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、24番は許可相当とし市に進達します。 続いて、25番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は農業の規模縮小を考えており、申請地の有効利用を考えていたところ、自動車整備業を営む法人から資材置場として借りたいと申入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は一部上場企業で全国展開しており、神奈川県内には28店舗を展開しています。店舗ごとに自動車整備作業場を持っていますが、整備に伴い排出されるタイヤ等の資材が作業場にたまり作業効率が悪くなることや危険を伴うことがあるため、別の場所で保管する必要性がありました。県内28店舗分の整備後の資材を保管するために申請地を転用する計画です。タイヤ等の保管については単管パイプで2段の棚を作り、種類ごとに整然と並べるとのことです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道が敷設されており、荏子田公園と美しが丘第七公園があります。</p> <p>被害防除について、敷地は、入口付近のみ砂利敷、それ以外は樹木を伐採、資材置場として使用できるよう整地します。このため雨水は自然浸透とします。周囲は鋼板土留めを設置します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整について、申請地は1000㎡を越えていますが、砂利敷の範囲が1000㎡未満のため雨水浸透阻害行為の許可は不要であると道路局河川管理課に確認済です。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>25番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。</p>
関戸委員	<p>タイヤを野積みすると危険と考えましたが、単管パイプで棚を組み整然と並べるとのことです。また、付近の道路が狭いため4tの運搬車が往来すると危険ですが、計画では2tまでとのこと。問題ないと考えます。</p>
議長	<p>25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、25番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、25番は許可相当とし市に進達します。 続いて、26番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>申請人は、相続で申請地を取得しましたが、病気により耕作ができていなかったところ駐車場として利用したいと申し入れがあり転用申請するものです。借受法人は、広告業、プロモーション車両を取り扱う業者で、駐車スペースが足りず、受注を断っている状況です。今回申請地を利用できれば、断っている件数分を賄うことができます。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管があり、500m以内にかちだ幼稚園、勝田南あかとんぼ公園があります。</p> <p>被害防除について、雨水は砕石敷による自然浸透とし、出入り口部分のみコンクリート舗装を施します。周囲は土留め鋼板高さ30cmで囲い、北側のみ既存コンクリートブロックをそのまま活かします。南側の一部は、隣接地権者との通作路として共同利用していたためそのまま残します。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>他法令に関して、出入り口部分が歩道と隣接しているため、一部切り下げ工事および植栽帯の撤去について、都筑土木事務所と調整済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	26番について、吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	12月13日に現地立会を行いました。問題はないと考えております。
議長	<p>26番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、26番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、26番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。16番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、都筑区荏田東町で木工業を営んでいます。受注件数が増えたことにより、業務拡張を行っていますが、木材の置場が受注増により狭くなり運搬に支障が出ています。道路付が良く、木材専用で平らにおける場所が見つかったため転用申請するものです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に下水・ガス管があり、500m以内に中川八幡山公園、中川なでしこ公園があります。</p> <p>被害防除について、雨水は砕石敷による自然浸透とします。西側は既設のコンクリートブロックをそのまま活かします。その他周囲に木材による土留めにて土砂流出を防止します。</p> <p>申請人所有農地に違反はありません。</p> <p>他法令にかかる手続きはありません。</p>

	<p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>16 番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉野推進委員	<p>12 月 13 日に現地立会を行いました。何ら問題はありません。</p>
議長	<p>16 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、16 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、16 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、17 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、旭区に本社のある不動産賃貸業を営む法人です。旭区内に事業地を所有しており、工務店へ土地を賃貸していましたが、自社で利用することになったため解約することになりました。</p> <p>解約に伴い、工務店から近隣で資材置場を新たに探してほしいと要望を受けましたが自社の所有地には賃貸できる場所が無いので新たに資材置場に転用するものです。</p> <p>本申請地は、現在の資材置場や保土ヶ谷バイパスなどの幹線道路と近く、近隣に民家もないため、選定されました。また、この周辺で資材置場として土地の提供に応じてくれたのは譲渡人だけでした。</p> <p>立地基準は、第 2 種農地です。市街化区域 500m 以内に市街化区域があり、10ha の集団農地に接続していません。</p> <p>被害防除について、敷地の両側、は高さ 75 cm から 1.2m の擁壁を設置します。また、山林との境は単管パイプと鋼板を設置します。全体は砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。敷地内は転圧し砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。</p> <p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>当該地は宅地造成規制区域ですが、建築局に確認したところ申請・協議は不要との回答を得ております。また、資材置場入口に縁石がありますが旭土木事務所と協議をして、工事可能と返答をもらっております。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>17 番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。</p>
阿部委員	<p>12 月 15 日に現地を確認しました。農地は残りますが被害防除も問題なく、隣地の許可もでているので問題ありません。</p>

議長	<p>17 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、17 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、17 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、18 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請は、譲受人の法人の事業拡張に伴う資材置場の新設による農地転用申請です。譲受人は現在横浜市内や東京都で建築業を営んでいます。事業受注件数の増加に伴い、新規資材の増加と新規車両の増車のため、現在利用している資材置場が手狭になっている状況です。これらの問題を解決できる面積と、3 tトラックの出入りが可能な平坦な形状の幅 3.5m以上の道路に接しており、羽沢及び三ツ沢インターチェンジから 4 km以内で関連事業地へのアクセスがよい土地を本社付近で探していたところ、申請地以外見つかりませんでした。</p> <p>譲渡人は、高齢で後継者もないため、営農縮小をしたいとの意向です。</p> <p>隣接地権者へは説明済みです。</p> <p>立地基準は、第 3 種農地です。前面道路に上下水管があり、付近には市立菅田中学校と置地歯科があります。</p> <p>被害防除について、北、西、東側との境界には既設の H 鋼コンクリート板擁壁に加え、一部同規格の擁壁を新設します。その上に高さ 1.5 mの鋼板で法下の農地へ埃等が飛ばないように防除します。進入路は既設の砂利舗装とし、隣地境界には単管パイプ及び鋼板により砂利の流出を防止します、各部全面砂利敷きにすることで雨水は自然浸透とします。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>雨水・上水排水に関しては、神奈川土木事務所に協議を要しない旨確認済みです。計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	18 番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。
金子委員	12 月 1 日に現地を確認しました。何ら問題はありません。
議長	<p>18 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、18 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、18 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、19番について、事務局から説明してください。

事務局

本案件は、それぞれ土地所有者が自身の所有地以外の土地について使用貸借権を設定しあい、法人へ貸し付ける申請となっています。申請人は、高齢や農業以外の仕事に就き、また引っ越しの予定もあるため、申請地の活用を考えていたところ、資材置場として使用したいとの申し入れがあり申請するものです。借受法人は、川崎市で建設業を営む法人で、足場材を都度リースで発注しており効率が悪くコストがかかっている状態です。月5件分受注に対して、必要な足場材のスペースが確保でき、新たにトラック駐車用のスペースが確保できる場所を探していました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管があり、500m以内に浜崎眼科、茅ヶ崎東つくし公園があります。

被害防除について、雨水は砕石敷による自然浸透とし、出入口部分のみスロープ状とします。西側農地境界のみコンクリートブロックを新設し、その他は既設土留めや鋼板をそのまま活かします。

申請人所有農地に違反はありません。所有農地は申請地のみです。

他法令にかかる手続きはありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

19番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

12月13日に現地を確認しました。問題はないと考えております。

議長

19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、19番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、19番は許可相当とし市に進達します。

続いて、20番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は足場工事業を営む法人です。今後業務拡大を見込んでいるため、新たに足場資材置場を確保したく転用するものです。

譲受人は青葉区内に27,000㎡ほどの資材置場を確保しています。近年、コロナ禍で停滞していた建設業がようやく活性化を始めています。近年は年間15,000件ほどで推移していましたが、今後、停滞していた物件を捌く分も含め、年間1000件、資材の量で300棟分ほど事業の拡大が見込まれています。現在の資材置場の整理をして250棟分の資材置場は確保できる見込みですが、それでも50棟分の資材が不足するため、資材置場として転用するものです。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道が敷設されており、桐蔭学園小学

校と横浜総合病院があります。

被害防除について、敷地は砂利敷とし雨水は自然浸透とします。土地の境界には万能鋼板及びコンクリートブロックを設置します。隣接の桐蔭学園のテニスコートからボールが飛んでくるため、一部バッファゾーンを設け、庭木を植樹します。

所有農地に違反転用はありません。

転用地にかかる他法令との調整について、申請地は1000㎡を越えていますが、砂利敷の範囲が1000㎡未満のため雨水浸透阻害行為の許可は不要であると道路局河川管理課に確認済です。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長 20番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員 申請地は1/3ほどが都市計画道路の予定地となっており収用が開始される場所ですが、転用については特に問題はありません。

議長 20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、20番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、20番は許可相当とし市に進達します。  
続いて、21番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人は青葉区を中心に不動産業を営む法人です。申請地の向かいにあるアパート所有者からアパート駐車場の確保を請負い申請に至りました。

申請地向かい側のアパートは12戸ありますが、駐車場が2台しかありません。アパートの入居率の向上と単価を上げるため、残り10台分の駐車場を確保する予定ですが、今回の転用でそのうち7台分を確保します。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道が敷設されており、あかね台宮の台公園と池田医院があります。

被害防除について、敷地は砂利敷とし、雨水は自然浸透とします。周囲に農地は残りません。土地の境界には既存土留め及びコンクリートブロック3段を新設します。

所有農地に違反転用はありません。

転用地にかかる他法令との調整はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長 21番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。

野路委員 事務局の説明のとおりで問題はありません。

議長	<p>21 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、21 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、21 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、22 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、東京都でテニススクールを運営している法人です。本店での生徒数が増加したため、東京都目黒区の生徒が車で 30 分以内で来ることができ、コート 3 面が確保でき、駐車場を確保できる場所を借り受ける話がまとまったため申請するものです。必要面積が確保でき、条件に合致する場所は他にありませんでした。</p> <p>また、譲渡人も自家消費用に残す農地を除くと所有農地は申請地のほかにありません。</p> <p>立地基準は第 2 種農地です。500m 以内にセンター北駅があります。</p> <p>被害防除について、コートはアクリル塗料をベースとしたハードタイプのため、雨水は敷地内 U 字溝から浸透槽に集水し、オーバーフロー分を前面道路側溝に排水します。駐車場部分のみ浸透性アスファルト舗装とします。周囲は全面ネットフェンス最大 6 m を設置し、防球対策とします。夜間営業時のライトは LED とし必要最小限の設置とするため周辺農地への影響を軽減させる計画にて隣接地権者から同意を得ています。休憩施設として、自走可能なトレーラーハウス 3 台を置き、施設内で出た汚水は浄化槽により処理します。</p> <p>申請人の所有地に違反はありません。</p> <p>他法令に関しまして、トレーラーハウスが建築物に該当しないことを建築局建築指導課、建築許可が不要な旨を建築局調整区域課に確認済みです。浸透槽の設置について、雨水浸透阻害行為許可申請を道路局河川管理課に申請済みです。雨水及び浄化槽の排水の前面道路側溝への排出について、都筑土木事務所と調整済みです。浄化槽の設置について、資源循環局一般廃棄物対策課に計画通り施工し、工事前着工届を提出することで問題ない旨確認済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	22 番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	12 月 13 日に現地を確認しました。問題はないと考えております。
議長	<p>22 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、22 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、22番は許可相当とし市に進達します。 続いて、23番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、青葉区で下水道更生工事、しゅんせつ事業を営む法人です。隣接地を資材置場として事業を営んでいますが、売上が増加したことにより、敷地内が手狭な状況です。また、川崎市で使用している駐車場も、関連会社で使う予定があり、移動する必要があります。現在事業地に隣接しており、資材の運搬等に便利な土地はここしか見つかりませんでした。</p> <p>また、譲渡人所有の他の農地について、狭小地や不整形地、高低差の問題、また別の転用相談が進んでいる土地等の為、この場所しか本件に合致する土地はありませんでした。</p> <p>立地基準は、第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に含まれません。</p> <p>被害防除について、雨水は碎石敷による自然浸透、出入り口部分のみ浸透性アスファルト舗装とします。南側のみコンクリートブロック2段を新設し、その他は既存コンクリートブロック、フェンスをそのまま活かします。</p> <p>申請人の所有地について、譲渡人の所有農地が一部耕作不適地および道路、山林として使用されていたため、「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」40番にて申請しています。</p> <p>他法令に係る手続きは、ありません。</p> <p>計画・被害防除も適切に行われることから、第4号議案40番の承認を条件とし、許可相当として市に進達したいと考えています。</p>
議長	23番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	12月13日に現地を確認しました。問題はないと考えております。
議長	23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、23番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。36番から40番までについて、事務局から説明してください。
事務局	36番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場として使用されている

ことを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

37番について、立地基準は第3種農地です。25年間建物敷地であることを航空写真で確認しました。

38番について、立地基準は第2種農地です。14年間住宅敷地及び通路として使用されていることを航空写真で確認しました。

39番について、立地基準は第3種農地です。以前は宅地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認し、平成31年より駐車場として使用されていることを現地にて確認しました。

40番について、立地基準は第2種農地です。一部は位置形状からみて耕作不適地であり、42年前より一部が道路・山林であることを航空写真で確認しました。

議長

36番から40番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、36番から40番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、36番から40番までにつきまして証明交付とします。

続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。18番について、事務局から説明してください。

事務局

申請地はいずれもシクラメンを栽培している畑です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営されるということです。除外物件はコンテナ2台です。

申請地の状況については、12月14日に地区担当の小山推進委員にご確認をいただいております。

以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長

18番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。

小山推進委員

先日現地を確認しました。シクラメンを熱心に育てており、品評会でも賞をもらうような方で何ら問題ありません。

議長

18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、18番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	<p>賛成多数のため、18番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。33番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきまして、11月19日に地区担当委員の坂田委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜や水稻を中心に適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えております。</p>
議長	<p>33番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。</p>
坂田委員	<p>主に畑をやっている方です。熱心に農業をされており問題ありません。</p>
議長	<p>33番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、33番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、33番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、34番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては12月1日に事務局と金子委員と所有者と現地確認を行いました。現地確認の結果、全ての農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えております。</p>
議長	<p>34番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。</p>
金子委員	<p>12月1日に現地確認を行いました。どの畑も適正に管理されていまして問題はありません。</p>
議長	<p>34番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、34番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認め、34番は適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。</p> <p>続いて、第7号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>横浜市中心農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について素案をお配りしています。内容は先月ご確認いただいたものと変更はありません。</p>
議長	<p>第7号議案について、何か意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第7号議案について、議案書通りと決定することに賛成の方は推進委員も含めて挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第7号議案については決定とします。</p> <p>議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員をお願いします。</p>
野路委員	<p>報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。</p>
事務局	<p>報告事項第1号から第8号まで一括で報告。</p>
野路委員	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。</p> <p>これをもちまして、第18回総会を終了します。</p> <p>(15時20分閉会)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名人

署名人

令和3年12月24日開催 第18回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	欠席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		欠席	
14	関戸裕一		出席	議事録署名人
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	議事録署名人
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	北見喜重		出席	
3	栗原茂		出席	
4	小山正博	連合会理事	出席	
5	齋藤公		出席	
6	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
7	永島善範		出席	
8	根本栄治		出席	
9	吉野幸弘		出席	
10	飯田清		出席	
11	内田英一		出席	
12	大矢勝		欠席	
13	小原甲史		出席	
14	齋藤春美		欠席	
15	佐藤孝春		出席	
16	新川和生		出席	
17	森田喜八郎		出席	
18	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし